

〈報道発表資料〉

八潮市新型コロナウイルス対策本部長



緊急事態宣言の期間延長に伴う市主催イベント・施設利用等の対応

緊急事態宣言の期間が延長されたことに伴い、市が主催するイベント、市の公共施設の利用等についての対応の期間を、令和3年9月12日まで延長します。

1 市主催のイベント等について

令和3年9月12日(日)まで、市主催のイベント等は、徹底した感染防止対策を講じた上で開催します。

2 市の公共施設の利用について

屋内施設・屋外施設とも、令和3年9月12日(日)まで、次の感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

ただし、午後8時以降の利用を休止します。

●感染防止対策

以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- ・身体的接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）

3 参考資料

現行の措置

- ・緊急事態宣言に伴う市主催イベント・施設利用等の対応方針（8月2日）

※今後の埼玉県の協力要請内容や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

問合せ先

健康福祉部新型コロナウイルス対策課 課長 遠藤 雅之 内線 246

緊急事態宣言に伴う 市主催イベント・施設利用等の対応方針

令和3年8月2日

八潮市新型コロナウイルス対策本部

令和3年7月30日に埼玉県が緊急事態措置を実施すべき区域に追加され、埼玉県から令和3年8月2日から31日まで協力要請があったため、この間の市が主催するイベント、市の公共施設の利用等については、次のとおり対応します。

※ただし、今後の協力要請内容や新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、変更する場合があります。

1 市主催のイベント等について

令和3年8月2日(月)から31日(火)まで、市主催のイベント等は、徹底した感染防止対策を講じた上で開催します。

2 市の公共施設の利用について

屋内施設・屋外施設とも、令和3年8月2日(月)から31日(火)まで、次の感染防止対策を講じ主催者に徹底させることを条件に開館します。

ただし、午後8時以降の利用を休止します。

●感染防止対策

以下の行為を伴う利用は禁止します。

- ・大声での発声など感染リスクの高まる行為（カラオケ、コーラス等）
- ・身体的接触を伴う行為（競技団体等の定めるガイドラインに則った行為を除く。）